

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

豊かで活力のある安全・安心な郷づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県、宮崎県東臼杵郡美郷町

3 地域再生計画の区域

宮崎県東臼杵郡美郷町全域

4 地域再生計画の目標

本町は、宮崎県の北部に位置し、北は日之影町、延岡市、東は門川町、日向市、南は西都市、木城町、西は諸塚村、椎葉村に接し中央部には耳川が貫流し、北側には五十鈴川、南側には小丸川が流れ、これら河川の上流域に位置している。

面積は県土の約 6%の、44,872ha であり、その約 92%が山林で占められるなど、豊富な自然を有する中山間地域である。

町の基幹産業は農林業である。完熟金柑、南高梅、梨、栗などの果樹類の生産に加え、肉用牛や養鶏などの畜産業も盛んに行われている。最近では、2 番茶を加工した美郷ブランド「朝色紅茶」の生産、販売も盛んに行われている。林業では、木材をはじめ、シイタケなど地域の自然、特徴をいかした生産がおこなわれており、それに加え、大変質の良い木炭「宇納間備長炭」も有名で、都市部の高級料亭などに出荷され、好評を得ている。

また、豊かな自然を活かした取り組みとして、西郷区中央部に位置する「おせりの滝」とその周辺部（県指定緑地環境保全地域）に遊歩道や、その地域にまつわる民話を継承するための施設「おせり民話伝承館」を整備するほか、耳川沿いに整備された「石峠レイクランド」では、ウェイクボードなどの水辺体験プログラムや農林業体験等を開催するなどしている。同様に、南郷区は、県指定自然環境保全地域の「檜葉原生林」や県指定文化財（名勝）の「鬼神野溶岩溪谷」など自然豊かな景勝地を有している。その地域を広域的に結ぶ観光ルート「ひむか神話街道」の沿線に整備された「きじの森の駅」では地場産品の即売などが催され、地域振興に寄与している。また、北郷区では、同区椎野地区の住民が長い年月をかけて整備してきた「あじさいロード」には 1 万 5000 株のあじさいが植栽されており、シーズン中には、18,000 人の観光客が訪れる。同地区は農山漁村の景観形成に活躍した団体に贈られる「美の里づくりコンクール」の農林水産大臣賞受賞という経歴をもっている。このように、町全域にわたって自然に対する意識の高揚を図る取り組みを実施してきた。

しかしながら、中山間地に位置する本町は、平成 12 年から平成 17 年までの人口（国勢調査人口）を比較してみると、7,509 人から 6,874 人へと約 8.4%減少している。また、平成 17 年国勢調査では 65 歳以上人口が全体の 40%を超えており、過疎化・少子化・高齢化への対策は重要な課題である。

また、世界的な景気悪化に加え、林業の構造的な不況などにより、農林業の担い手が不足し、耕作放棄地や手入れ不足森林の増加等が地域の大きな課題となっている。

地域の自主性を発揮し、森林に囲まれた快適な居住環境を広く創出していくには、交通体系の整備は重要な要素であり、産業、教育、文化、福祉、医療等全ての分野に多大な影響を及ぼしている。道路の整備状況は、町道 482 路線について舗装率 62.2%、改良率 34.1%、また、林道 117 路線については舗装率 41.7%となっており未整備区間が多く、緊急な課題となっている。

このような課題を解決するため、自然環境を活かしつつ、利便性と快適性が確保された生活環境の形成を図り、豊かで活力のある安全・安心な郷づくりを目指す。

(1) 豊かな郷づくり

豊かな郷づくりのためには、基幹産業である農林業を軸とした地域産業を振興し、所得水準の向上を図り、将来にわたって生活の安定を確立することが肝要であることから、生産基盤を整備し、農林業の省力化や生産性の向上、流通コストの削減を図る。

また、過疎対策として、交流人口の増加による地域づくりを進めていく必要があるため、町内の自然的条件を活かした各種ツーリズム等に取り組む。

(2) 住みよい郷づくり

定住化の促進につながる住みよい町づくりのためには、豊かな自然とふれあい、安全で快適な生活ができる環境を整えることが求められる。

このため、円滑で快適な交通環境の整備、自然環境の保全と活用に努めるとともに、情報通信基盤の整備を図り、都市部との格差是正に努める。

(目標 1) 農林産物流通の効率化（集出荷時間の 15%短縮）

耳川流域木材加工団地市場、JA 集出荷場への 10 分～15 分コスト時間短縮

(目標 2) 交流人口の増大 2,000 人増加

「観光客入込客数 194,010 人（平成 20 年宮崎県観光動向調査）

→196,000 人（平成 27 年同調査）」

(目標 3) 定住人口の維持 人口減少率を 8.4%以内に抑制

「 $1 - (\text{平成 17 年国勢調査人口 } 6874 \text{ 人} \div \text{平成 12 年同調査人口 } 7509 \text{ 人}) = 0.084$

→ $1 - (\text{平成 27 年国勢調査人口} \div \text{平成 22 年同調査人口}) = 0.084 \text{ 以下}$ 」

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

美郷町の中央部を通る、国道 327 号、国道 388 号を軸に、それに接続する町道、林道の居住環境の整備を実施し、生活圏である町内外の商工業、医療、公共施設への所要時間の短縮など、総合的な居住基盤の整備を図る。

町道小八重・清水岳線については、西郷区谷内地区と国道 327 号を結ぶ唯一の路線であり、同地区民にとっては唯一の生活道である。一次的な維持整備は行っているが、幅員狭小の箇所が多く点在し通行等に支障を来している。当路線の線形改良と拡幅舗装を実施し、安全性、利便性を確保し物流の効率化を図る。

林道については、森林整備や連絡道としては勿論であるが、近年、眺望のきく山々に癒しやゆとりを目的とした森林空間を楽しむ一般車両の乗入れも多く、安全性、快適性が強く求められているため、複数市町村にまたがる広域幹線林道、和田越南川線、長迫小原線、小原山神線、空野・五郎ヶ峠線について舗装改良を行い、快適な走行空間を創出し、交流人口の増加を図る。

町が整備する林道、中尾線、羽太郎線を開設、平城線、はみの峠線、所野線、和田越五郎太線の舗装整備を行い、県が整備する広域幹線林道の整備と一体となって、耳川流域木材加工団地市場への 1 時間内の木材搬出を実現させる。

国道、その他の町道及び林道についても、要望、整備するほか、平成 22 年 2 月より「景観行政団体」となり、地域の特性を活かし一体となって取り組むこととしている。

また、情報通信基盤の整備として、北郷区内に整備されている CATV 網を町内全域に拡大し、地上デジタルテレビ放送及び、衛星放送の再送信、自主放送サービスなどの多チャンネルサービスや、高速インターネットサービスへの整備を行い、都市部との情報格差是正に努める。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う作業

① 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道：道路法に規定する町道に昭和 48 年 3 月 12 日に認定済み。
- ・林道：森林法による宮崎県耳川地域森林計画（平成 17 年 12 月樹立）に路線を記載

【施設の種類（事業区域）、実施主体】

- ・町道（美郷町西郷区）・・・美郷町
- ・林道（美郷町全域）・・・宮崎県、美郷町

【事業期間】

- ・ 町道（平成 22 年度～平成 24 年度）、林道（平成 22 年度～平成 26 年度）

【整備量及び事業費】

- ・ 町道 1. 0 km、林道 28. 845 km
- ・ 総事業費 1, 480, 986 千円（うち交付金 720, 493 千円）
（内訳）町道 165, 000 千円（うち交付金 82, 500 千円）
林道 1, 315, 986 千円（うち交付金 637, 993 千円）

5-3 その他の事業（支援措置によらない独自の取組）

- ① 地域産業の振興：農林業の組織育成や後継者育成、生産技術の継承等にも積極的に取り組み、高性能林業機械が使用可能な環境を整備するなど集出荷場への 1 時間内の農林産物の搬出を実現させ経済性の向上を図る。
- ② 各種ツーリズムの取組：交流人口の増加を図るため、町独自の取り組みに加えて、近隣市町村で構成される「日向・東臼杵広域観光推進協議会」においても、恵まれた自然環境や歴史文化などの地域資源を活用した各種ツーリズムを広域的に実施し、地域内外の交流人口拡大による地域活性化を図る。
- ③ 景観行政団体としての取組：景観行政団体の取り組みとして、景観シンポジウムの実施、住民ワークショップの開催などを経て、景観計画の策定、景観条例の施行を行い、景観重要建造物や樹木を指定するなどの取り組みを行い、地域の特性を活かした美しい景観づくりに取り組む。
- ④ 交通体系の整備：地域住民の生活環境を改善し住民の定住化の促進を図るため、国道、その他の町道及び林道についても整備する。
- ⑤ 情報体系の整備：豊かで活力のある安全・安心な郷づくりを推進するため、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用しケーブルテレビ情報通信網を整備する。

6 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7 目標の達成に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、耳川広域森林組合、日向農業協同組合、地域組合等からなる「協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項等の検討を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し